**業務委託契約書**

**○○**株式会社（以下「甲」という）と**△△△△**（以下「乙」という）とは、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という）を締結した。

**第1条（目的）**

甲は乙に対し、甲の製造する次の各号のコンピュータ・ソフトウェアの導入業務（以下「本件業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

1. **○○○○○**
2. **△△△△△**

**第2条（乙の受託業務）**

1. 甲が乙に委託する本件業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。
2. システム計画支援業務（準委任）
3. 基本設計業務（要件定義、システム設計を含む）（準委任）
4. ソフトウェア作成業務（システム詳細設計、プログラミング、システム統合作業を含む）（準委任）
5. システム移行・運用支援業務（準委任）
6. 甲及び乙は、本件業務の履行にあたって、また履行途中において仕様又は本契約の変更の必要が生じた場合は、甲乙間で協議し、甲は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「本法」という）並びに本法に関係する政令、公正取引委員会規則及びガイドラインに準拠し、乙に対して、具体的な作業内容（前項①ないし④の内容及び納入物の仕様並びに変更後のそれらを含む）、納期、納入場所、追加委託料、支払期日その他の取引条件を書面又は電磁的方法により明示するものとする。明示がないものは本契約によるものとする。

3. 甲及び乙は、乙が本法第2条に定義された特定受託事業者に該当することを相互に了解する。乙は、本件業務に関する専門的な知識及び経験に基づき、独自の裁量と善良な管理者の注意をもって本件業務を遂行するものとする。甲は、乙の執務時間、休暇又は執務場所を何ら拘束又は管理せず、また乙の育児介護等に配慮するとともに、乙の執務環境を害することのないよう体制を整備するものとする。

**第3条（委託料）**

1. 甲は、乙に対し、業務委託の対価として以下の委託料を支払う。

　　　・前条第1項①の業務　　金**○○○○○**円（消費税等を除く）

　　　・前条第1項②の業務　　金**○○○○○**円（同上）

　　　・前条第1項③の業務　　金**○○○○○**円（同上）

　　　・前条第1項④の業務　　金**○○○○○**円（同上）

2. 乙は、甲に対し、本件業務の遂行に必要な交通費、宿泊費その他の経費を前項の委託料と併せて請求することができる。

3. 前二項の委託料等の支払は、乙が甲に対して各業務を完了した日の属する月の翌月20日（応当日が銀行休業日の場合は翌営業日）に、乙が指定する以下の金融機関口座に振込送金する方法により行う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

　　　　　**○○**銀行**○○**支店　普通預金口座**○○○○○○○**　　名義人　**△△　△△**

**第4条（納期等）**

本件業務にかかる納期は、令和**○○**年**○○**月**○○**日とする。

**第5条（納入）**

1.　乙は、第2条第1項各号の各業務の終了後、速やかに当該業務の内容を取りまとめた乙所定の業務完了報告書を作成し、納入物があれば納入物とともに甲に交付して報告する。

2. 甲は、前項の業務完了報告書を受領後、速やかにその内容が仕様又は内容を確認し、同報告書に記名押印の上、乙に交付するものとし、当該交付をもって当該業務は完了するものとする。ただし、甲が当該報告書受領後5日以内に、乙に対して記名押印された当該報告書を交付しない場合、又は、甲が乙の責めに帰すべき事由がないのに受領せず、もしくはやり直しを求める場合は、当該期間を経過した時に当該業務は完了したものとみなす。

3.　本件業務の納入方法は、甲乙間で書面又は電磁的方法による別途合意のない限り、第2条第1項①、②及び④の業務については、甲の指定する電子メールアドレス（**○○○＠○○○○○**）に**○○○**形式のファイルを添付し送信する方法によるものとし、同③の業務については、甲の指定するウェブサーバーに**○○○**形式でアップロードする方法によるものとする。

**第6条（所有権の移転）**
　第2条第1項各号の各業務において納入物が発生する場合、当該納入物の所有権は、当該業務の完了により乙から甲に移転するものとする。

**第7条（著作権）**

1. 納入物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。以下同じ）については、甲が乙に委託料の支払いを完了した時点で、乙から甲に対し移転するものとする。また、乙は、当該納入物に関して、著作者人格権を甲に対して行使しない。当該移転の対価は、委託料に含まれるものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、乙又は第三者が本契約締結前に独自に有する著作権は、乙又は第三者に留保されるものとし、乙は、甲による納入物の使用に必要な限度で、甲に対し、当該著作権の利用を許諾する。当該利用許諾の対価は、委託料に含まれるものとする。

**第8条（非侵害保証）**
1. 乙は、甲に対し、納入物について、第三者の知的所有権を侵害していないことを保証する。

2. 第三者から甲又は乙に対して、納入物に関して権利侵害の申立て（警告や訴訟の提起を含む）を受けた場合、直ちに甲乙間で協議し、乙は、自己の責任と費用によってこれを処理、解決する。

**第9条（秘密保持）**
　甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上、その他一切の秘密を、本契約の有効期間中はもちろん、その終了後においても**○**年間は第三者に漏洩してはならない。

**第10条（譲渡及び再委託の禁止）**

1. 甲及び乙は、本契約より生ずる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡又は担保の目的に供してはならない。また、本契約より生ずる義務の全部又は一部を、第三者に引き受けさせてはならない。
2. 乙は、本件業務を第三者に再委託してはならない。

**第11条（競業禁止）**
　乙が、甲の競合他社に同種又は類似の役務を提供しようとするときは、事前に甲の承諾を得るものとする。

**第12条(反社会的勢力の排除)**

1. 甲及び乙は、本契約締結時現在及び将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び、次の各号の関係に該当しないことを表明しまたは確約する。

① 反社会的勢力によって、その経営を支配される関係

② 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係

③ 自らもしくは第三者の利益を図る目的をもってする等反社会的勢力を利用している関係

④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を図る等の関係

⑤ 役員等の反社会的勢力との密接な交際等社会的に非難されるべき関係

2.　 甲及び乙は、自ら、その役員等又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し又は確約する。

① 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為

②　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

③ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為

④ その他前各号に準ずる行為

3. 甲又は乙が、前二項のいずれかの規定に違反した場合、相手方は何ら催告をすることなく本契約を解除することができる。これにより違反当事者に損害が生じても相手方は賠償することを要せず、また違反当事者は相手方の請求に応じて相手方に生じた損害を賠償するものとする。

**第13条（解除）**

1.　甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

①　本契約の条項に重大な違反があり、その是正が見込めないとき

②　自ら振り出し又は裏書した手形又は小切手が一通でも不渡となったとき

③　租税公課の滞納処分を受けたとき

④　自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等強制執行を受けたとき

⑤　破産、会社更生、民事再生の手続開始の申し立てをなし、またはこれらの申し立てがなされたとき

⑥　解散、合併、会社分割又は事業の全部又は一部の譲渡を決議したとき

⑦　監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき

⑧　財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

2. 相手方が本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて履行を催告したにもかかわらず、当該期間内に履行しないときも前項と同様とする。

3. 甲が、本契約を中途解約しようとする場合、乙に対し、30日前までに到達するよう、書面により、その旨を、理由を付して通知しなければならない。

**第14条（不可抗力免責）**
　天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

**第15条（有効期間）**
　本契約の有効期間は、令和**○**年**○**月**○**日から令和**○**年**○**目**○**日までの**○**年間とする。ただし、期間満了の**○**か月前までに甲乙いずれからも何らの申出のない場合は、本契約と同一条件で更に**○**年間継続するものとし、以後も同様とする。

**第16条（協議）**
　本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

**第17条（裁判管轄）**
　甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じたときには、甲の住所地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、署名捺印の上、各自一通 を保有する。

令和**○**年**○**月**○**日

* + 1. 住所 大阪府大阪市**○○**区**○○**町**○**丁目**○**番地

会社名　　　　　　　**○○**株式会社

氏名　　　　　**○○　　　○○**　　　　　　　　印

　（乙）　　住所 　大阪府大阪市**○○**区**△△**町**△**丁目**△**番地

氏名　　　　　**△△　　　△△**　　　　　　　　印